

「鏡野町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました

～ 4月1日から太陽光発電設備を設置する場合、届出が必要となります ～

【背景・目的】

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギーの普及には有効ですが、導入にあたっては近隣の生活環境に影響が出るケースもあります。こうした背景から、太陽光発電設備の設置や適正な維持管理に関する必要な事項を定めることにより、良好な自然環境や生活環境を保全します。

【対象設備】

発電出力が50kw以上の太陽光発電設備（施行日以降設置する設備の合算した出力が50kw以上になるものを含む。）

※ただし、建築物（屋根など）に太陽光発電設備を設置する場合を除く。

【必要な手続き】

- ・ 町との事前協議
- ・ 近隣関係者や地域住民に対する説明会
- ・ （事業着手前）町への届出
- ・ 工事完了や変更に係る届出

【施行日】 令和5年4月1日

【条例に違反した場合】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）第9条第1項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。



（4月1日改正）家庭の省エネ機器導入促進補助金について

令和5年度から、補助金の交付要件が以下のとおり改正されます。

【対象機器（※未使用品であること。リサイクル、リユース品は対象外となります。）】

- ・ 高効率給湯器：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
 - ・ 蓄電池等：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
 - ・ 電気自動車等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
 - ・ （新設）電気自動車等V2H充電設備：電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備
- ※令和4年度の受付は、既定予算に達したため終了しました。ご了承ください。



【補助対象者】

- ・ 町内に居住する又は居住する予定の個人で、世帯員全員が町税等を完納している方。
- ・ 建物所有者の同意が得られている方。

【補助金対象経費及び補助金額】

対象機器	補助対象経費（※）	補助率	上限額	制限
高効率給湯器	機器本体、附属機器、設置工事費（税抜）	1 / 10	3万円	1住宅につき 1回まで
蓄電池等			10万円	
電気自動車等 V2H充電設備			10万円	
電気自動車等	車両本体価格（税抜）	1 / 20	15万円	1世帯1台まで

※国・県等より類似する補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額とします。

また、補助金額に千円未満の端数があるときは切り捨てます。

【注 意】

補助金交付申請額が予算額に達し次第受付を締め切りますので、希望される方はお早めにお申込みください。

ごみ減量について

津山圏域クリーンセンターでは、ごみが処理しきれず場外搬出を行う事態が生じており、ごみ減量が大きな課題となっております。ごみの排出量削減にご協力をお願いします。

減量のポイント

- ・ 生ごみの水切りをしっかりとこない、ごみ袋へ入れるようにしましょう。
- ・ 古紙・古布は、地域の資源回収や店頭回収へ出し、資源化しましょう。
- ・ 古着は、ごみに出す前にリサイクルショップなどを活用しましょう。
- ・ プラスチック製の容器包装は、軽くすすいで、プラスチック容器包装へ分別しましょう。



お問い合わせ先 鏡野町暮らし安全課 環境係 担当：沼 電話（0868）54-2780